令和８年１２月亀山市議会定例会提出議案

条例制定・改廃の背景及び趣旨

頁

議案第７７号　亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・１

議案第７８号　亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

議案第７９号　亀山市国民健康保険税条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

議案第８０号　亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

議案第８１号　亀山市石水渓キャンプ場施設条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

議案第８２号　亀山市公共下水道条例の一部改正について・・１２

議案第８３号　亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・１３

議案第８４号　亀山市火災予防条例の一部改正について・・・１４

件　　名	亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例	総務財政部 総　務　課

1　制定・改廃の背景と趣旨

令和８年８月７日の人事院勧告における勧告事項のうち、国家公務員における個人の事情に配慮した柔軟な働き方の推進等のための措置について、国家公務員に準じて、市の職員においても個人の事情に配慮した柔軟な働き方の推進等を図ることとします。また、月例給並びに期末手当及び勤勉手当に係る支給月数の引上げについて、国の一般職の職員及び一般職の任期付職員に準じて、市の一般職の職員、一般職の任期付職員及び会計年度任用職員においても引き上げ、宿日直手当についても、国の一般職の職員に準じて、支給額の限度を引き上げるため、所要の改正を行うものです。

2　改正内容

（１）亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成１７年亀山市条例第３１号）について、次のとおり改正します。

≪第１条による改正≫

ア　これまで勤務をする必要がある週休日に勤務を割り振る場合は、１日又は４時間単位としていましたが、週休日に割り振ることができる勤務を１日又は４時間に限らず、時間単位で勤務をする必要がある週休日に割り振ることを可能とします。　＜第５条関係＞

イ　これまで休日に１日勤務した場合に代休日を指定していましたが、休日の勤務が１日に満たない場合においても、時間単位の代休を指定することを可能とするため、休日勤務代休時間を新設し、代休日を廃止します。　＜第９条の２及び第１１条関係＞

ウ　新たに年次無給休暇を設け、特別の事由を要しない無給の休暇とし、その日数は一の年において７日とします。

＜第１２条及び新第１３条の２関係＞

エ　その他規定の整理を行います。　＜第８条の２関係＞

（２）亀山市職員給与条例（平成１７年亀山市条例第４３号）について、次のとおり改正します。

≪第２条による改正≫

ア　宿日直手当について、勤務１回に係る支給額の限度を、それぞれ次のとおり引き上げます。　＜第４１条関係＞

（ア）通常の宿日直勤務

４，７００円（改正前）→５，０００円（改正後）

（イ）規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務

７，７００円（改正前）→８，０００円（改正後）

イ　一般職の職員の期末手当及び勤勉手当について、令和８年１２月期の支給月数を０．０２５月引き上げます。

＜第４４条及び第４７条関係＞

区分		６月期	１２月期	合計
改正前の支給月数	期末手当	１．２６２５月	１．２６２５月	２．５２５月
	勤勉手当	１．０６２５月	１．０６２５月	２．１２５月
改正後の支給月数	期末手当	１．２６２５月	１．２８７５月	２．５５月
	勤勉手当	１．０６２５月	１．０８７５月	２．１５月

ウ　定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当について、令和８年１２月期の支給月数を０．０２５月引き上げます。

＜第４４条及び第４７条関係＞

区分		６月期	１２月期	合計
改正前の支給月数	期末手当	０．７１２５月	０．７１２５月	１．４２５月
	勤勉手当	０．５１２５月	０．５１２５月	１．０２５月
改正後の支給月数	期末手当	０．７１２５月	０．７３７５月	１．４５月
	勤勉手当	０．５１２５月	０．５３７５月	１．０５月

エ　給料月額を一定水準（平均３．３％）引き上げます。　＜別表関係＞

≪第３条による改正≫

ア　一般職の職員の令和９年６月期以降の期末手当及び勤勉手当について、６月期の支給月数を０．０１２５月引き上げ、１２月期の支給月数を０．０１２５月引き下げます。　＜第４４条及び第４７条関係＞

区分		６月期	１２月期	合計
改正前の支給月数	期末手当	１．２６２５月	１．２８７５月	２．５５月
	勤勉手当	１．０６２５月	１．０８７５月	２．１５月
改正後の支給月数	期末手当	１．２７５月	１．２７５月	２．５５月
	勤勉手当	１．０７５月	１．０７５月	２．１５月

※改正前の１２月期の支給月数は、第２条による改正後の支給月数です。

イ　定年前再任用短時間勤務職員の令和９年６月期以降の期末手当及び勤勉手当について、６月期の支給月数を０．０１２５月引き上げ、１２月期の支給月数を０．０１２５月引き下げます。

＜第４４条及び第４７条関係＞

区分		６月期	１２月期	合計
改正前の支給月数	期末手当	０．７１２５月	０．７３７５月	１．４５月
	勤勉手当	０．５１２５月	０．５３７５月	１．０５月
改正後の支給月数	期末手当	０．７２５月	０．７２５月	１．４５月
	勤勉手当	０．５２５月	０．５２５月	１．０５月

※改正前の１２月期の支給月数は、第２条による改正後の支給月数です。

（３）亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２８年亀山市条例第２号）について、次のとおり改正します。

≪第４条による改正≫

ア　特定任期付職員※について、各号給の給料月額を引き上げます。

＜第７条関係＞

※「特定任期付職員」とは、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合において、任期を定めて採用された職員をいいます。

イ　特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当について、令和８年１２月期の支給月数を０．０２５月引き上げます。　＜第８条関係＞

区分		６月期	１２月期	合計
改正前の支給月数	期末手当	０．９６２５月	０．９６２５月	１．９２５月
	勤勉手当	０．８８７５月	０．８８７５月	１．７７５月
改正後の支給月数	期末手当	０．９６２５月	０．９８７５月	１．９５月
	勤勉手当	０．８８７５月	０．９１２５月	１．８月

ウ　特定業務等従事任期付職員※について、各号給の給料月額を引き上げます。　＜第９条関係＞

※「特定業務等従事任期付職員」とは、一定期間内に終了することが見込まれる業務や一定期間に限り業務量の増加が見込まれる業務がある場合において、任期を定めて採用された職員等をいいます。

≪第５条による改正≫

特定任期付職員の令和９年６月期以降の期末手当及び勤勉手当について、６月期の支給月数を０．０１２５月引き上げ、１２月期の支給月数を０．０１２５月引き下げます。　＜第８条関係＞

区分		６月期	１２月期	合計
改正前の支給月数	期末手当	０．９６２５月	０．９８７５月	１．９５月
	勤勉手当	０．８８７５月	０．９１２５月	１．８月
改正後の支給月数	期末手当	０．９７５月	０．９７５月	１．９５月
	勤勉手当	０．９月	０．９月	１．８月

※改正前の１２月期の支給月数は、第４条による改正後の支給月数です。

（４）亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例（令和元年亀山市条例第１１号）について、次のとおり改正します。

≪第６条による改正≫

会計年度任用職員の１２月期の期末手当の支給月数を０．０２５月及び勤勉手当の支給月数を０．０１２５月引き上げます。

＜第４条及び第５条関係＞

区分		６月期	１２月期	合計
改正前の支給月数	期末手当	０．７１２５月	０．７１２５月	１．４２５月
	勤勉手当	０．２５６２５月	０．２５６２５月	０．５１２５月
改正後の支給月数	期末手当	０．７１２５月	０．７３７５月	１．４５月
	勤勉手当	０．２５６２５月	０．２６８７５月	０．５２５月

≪第７条による改正≫

会計年度任用職員の令和９年度以後の期末手当及び勤勉手当について、６月期の期末手当の支給月数を０．０１２５月、勤勉手当の支給月数を０．００６２５月引き上げ、１２月期の期末手当の支給月数を０．０１２５月、勤勉手当の支給月数を０．００６２５月引き下げます。

＜第４条及び第５条関係＞

区分		６月期	１２月期	合計
改正前の支給月数	期末手当	０．７１２５月	０．７３７５月	１．４５月
	勤勉手当	０．２５６２５月	０．２６８７５月	０．５２５月
改正後の支給月数	期末手当	０．７２５月	０．７２５月	１．４５月
	勤勉手当	０．２６２５月	０．２６２５月	０．５２５月

※改正前の１２月期の支給月数は、第６条による改正後の支給月数です。

３　その他

（１）施行日は、公布の日とします。ただし、第１条、第２条（宿日直手当の改正部分に限ります。）、第３条、第５条、第７条及び（３）の規定は、令和９年４月１日から施行します。

（２）第２条の規定による改正後の亀山市職員給与条例（宿日直手当の改正部分を除きます。）、第４条の規定による改正後の亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定及び第６条の規定による改正後の亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例の規定は、令和８年４月１日から適用します。

（３）改正前の亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第１１条第１項の規定により指定された同項に規定する代休日のうち施行日以後の日であるものについては、職員が勤務を命ぜられた同項に規定する休日の全勤務時

間を勤務している場合に限り、令和９年４月１日において、当該代休日に割り振られた勤務時間の全部について、改正後の亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第１２条第１項の規定により同項に規定する休日勤務代休時間の指定が行われたものとみなします。この場合において、当該休日勤務代休時間の指定が行われたものとみなされた勤務時間を含む日については、亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第３条第２項又は第４条の規定による勤務時間の割振りを変更することができないこととします。

（参考）

１　一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合

（月）

	６月期	１２月期	合計
R8期末手当	1.2625	1.2875　(1.2625)	2.55　(2.525)
勤勉手当	1.0625	1.0875　(1.0625)	2.15　(2.125)
合計	2.325	2.375　(2.325)	4.7　(4.65)
R9期末手当	1.275　(1.2625)	1.275　(1.2625)	2.55　(2.525)
勤勉手当	1.075　(1.0625)	1.075　(1.0625)	2.15　(2.125)
合計	2.35　(2.325)	2.35　(2.325)	4.7　(4.65)

※（　）内の月数は、この条例による改正前の支給月数です。

２　定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合

（月）

	６月期	１２月期	合計
R8期末手当	0.7125	0.7375　(0.7125)	1.45　(1.425)
勤勉手当	0.5125	0.5375　(0.5125)	1.05　(1.025)
合計	1.225	1.275　(1.225)	2.5　(2.45)
R9期末手当	0.725　(0.7125)	0.725　(0.7125)	1.45　(1.425)
勤勉手当	0.525　(0.5125)	0.525　(0.5125)	1.05　(1.025)
合計	1.25　(1.225)	1.25　(1.225)	2.5　(2.45)

※（　）内の月数は、この条例による改正前の支給月数です。

３　特定任期付職員の期末手当の支給割合

（月）

区分	６月期	１２月期	合計
R8期末手当	0.9625	0.9875　(0.9625)	1.95　(1.925)
勤勉手当	0.8875	0.9125　(0.8875)	1.8　(1.775)
合計	1.85	1.9　(1.85)	3.75　(3.7)
R9期末手当	0.975　(0.9625)	0.975　(0.9625)	1.95　(1.925)
勤勉手当	0.9　(0.8875)	0.9　(0.8875)	1.8　(1.775)
合計	1.875　(1.85)	1.875　(1.85)	3.75　(3.7)

※（　）内の月数は、この条例による改正前の支給月数です。

４　会計年度任用職員の期末勤勉手当支給割合　（月）

	６月期	１２月期	合計
R8期末手当	0.7125	0.7375 (0.7125)	1.45 (1.425)
勤勉手当	0.25625	0.26875 (0. 25625)	0.525 (0.5125)
合計	0.96875	1.00625 (0.96875)	1.975 (1.9375)
R9期末手当	0.725 (0.7125)	0.725 (0.7125)	1.45 (1.425)
勤勉手当	0.2625 (0. 25625)	0. 2625 (0. 25625)	0.525 (0.5125)
合計	0.9875 (0.96875)	0.9875 (0.96875)	1.975 (1.9375)

※(　)内の月数は、この条例による改正前の支給月数です。

件　　名	亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	子ども未来部 子ども政策課

1　制定・改廃の背景と趣旨

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６３号。以下「省令基準」といいます。）において、放課後児童健全育成事業を行う者が放課後児童健全育成事業を行う場所ごとに置かなければならない放課後児童支援員に係る基礎資格の拡充を図る改正が行われました。

このことから、省令基準を参酌して条例で定めることとされている市の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、所要の改正を行うものです。

2　改正内容

（１）放課後児童支援員の基礎資格に、こども家庭ソーシャルワーカー※を加えます。　＜第１０条関係＞

※「こども家庭ソーシャルワーカー」とは、児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について、十分な知識・技術を有する者をいいます。

（２）放課後児童支援員の基礎資格に、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）の規定による大学を卒業した者（同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含みます。）、同法の規定による大学において、優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第１０２条第２項の規定により大学院への入学が認められた者、同法の規定による大学院を卒業した者又は外国の大学を卒業した者であって、１年以上児童福祉事業に従事したものを加えます。　＜第１０条関係＞

3　その他

施行日は、令和９年４月１日とします。

件　　名	亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	市民文化部 市　民　課

1　制定・改廃の背景と趣旨

地方税法施行令（昭和２５年政令第２４５号）の一部が改正され、国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額が引き上げられたことから、所要の改正を行うものです。

2　改正内容

国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額を６６万円から６７万円に引き上げます。　＜第２条及び第２６条関係＞

3　その他

施行日は、令和９年４月１日とし、令和９年度以後の年度分の国民健康保険税について適用します。

【参考】課税限度額

区　分	基礎課税額（医療分）	後期高齢者支援金等課税額（後期分）	介護納付金課税額（介護分）	子ども・子育て支援納付金課税額（子ども分）	合　計
改正前	６６万円	２６万円	１７万円	３万円	１１２万円
改正後	６７万円	〃	〃	〃	１１３万円

件　　名	亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	市民文化部 市　民　課

1　制定・改廃の背景と趣旨

三重県後期高齢者医療広域連合において新型コロナウイルス感染症に感染した後期高齢者医療制度の被保険者に係る傷病手当金が廃止されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

2　改正内容

市において行う事務から、傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を削ります。　＜第２条関係＞

3　その他

施行日は、公布の日とします。

件　　名	亀山市石水渓キャンプ場施設条例の一部を改正する条例	産業環境部 商工観光課

1　制定・改廃の背景と趣旨

亀山市石水渓キャンプ場施設（以下「キャンプ場施設」といいます。）においては、自然環境をいかした観光及びレクリエーション施設の充実を図り、公共の福祉を増進するため、令和６年４月から通年営業を実施しています。

しかしながら、関係機関との協議等及び法令等に基づく適切な運営体制の見直しにより、亀山市石水渓キャンプ場バンガロー施設の宿泊を伴う利用に関し整理する必要が生じたことから、所要の改正を行うものです。

2　改正内容

キャンプ場施設の利用時間について、次のように改めます。

＜第６条関係＞

施設	利用期間	利用時間
亀山市石水渓キャンプ場バンガロー施設	４月１日から１０月３１日まで	午後４時から翌日午後３時まで
	１１月１日から翌年３月３１日まで	午前１０時から午後３時まで
亀山市石水渓キャンプ場テント村	４月１日から翌年３月３１日まで	午後４時から翌日午後３時まで
亀山市石水渓キャンプ場屋内研修施設	４月１日から翌年３月３１日まで	午後４時から翌日午後３時まで

3　その他

施行日は、公布の日とします。

件　　名	亀山市公共下水道条例の一部を改正する条例	上下水道部 下 水 道 課

1　制定・改廃の背景と趣旨

強靭で持続可能な下水道の実現に向けた維持管理及び改築の実施並びに事業基盤の強化を図るため、下水道法（昭和３３年法律第７９号。以下「法」といいます。）の一部が改正され、排水区域及び処理区域の廃止制度の創設により排水設備の設置義務及び水洗便所への改造義務が見直されたこと等に伴い、所要の改正を行うものです。

2　改正内容

（１）排水区域及び処理区域の廃止制度の創設に伴い、廃止区域及び廃止予定区域においては、その土地の下水を公共下水道の設備又は施設に流入させるために必要な排水設備の設置義務を課さず、当該下水を公共下水道以外の設備又は施設に流入させるために必要な排水設備を設置することができることとします。　＜第４条関係＞

（２）排水区域及び処理区域の廃止制度の創設に伴い、廃止区域及び廃止予定区域内の建築物については、水洗便所への改造義務を課さないこととします。　＜第５条関係＞

（３）本条例で引用している法第７条第２項が繰り下げられたことに伴う規定の整理を行います。　＜第２９条関係＞

3　その他

施行日は、下水道法等の一部を改正する法律（令和８年法律第６５号）の施行の日とします。

件　　名	亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例	上下水道部 下 水 道 課

1　制定・改廃の背景と趣旨

農業集落排水事業の処理場のうち、田村地区浄化センターにより汚水を処理する区域を令和９年度から公共下水道区域とすることに伴う当該区域に対する受益者負担金制度の適用に当たり、当該区域を第９負担区とし、第９負担区における受益者負担金の単位負担金額について定めるため、所要の改正を行うものです。

2　改正内容

第９負担区の単位負担金額は、１平方メートル当たり５２０円とします。

＜別表第１関係＞

3　その他

施行日は、令和９年４月１日とします。

（参考）

【第９負担区の区域】

長明寺町の一部、田村町の一部及び太森町の一部

【第１負担区から第８負担区までの単位負担金額】

負担区の名称	単位負担金額
第１負担区	１平方メートル当たり５２０円
第２負担区	１平方メートル当たり５２０円
第３負担区	１平方メートル当たり５２０円
第４負担区	１平方メートル当たり５２０円
第５負担区	１平方メートル当たり５２０円
第６負担区	１平方メートル当たり５２０円
第７負担区	１平方メートル当たり５２０円
第８負担区	１平方メートル当たり５２０円

件　　名	亀山市火災予防条例の一部を改正する条例	消防本部 予 防 課

1　制定・改廃の背景と趣旨

焼肉店等で使用される火気器具の周囲に設置される排気ダクトに起因する火災の発生状況等に鑑み、消防庁から調理に用いる器具の周囲で使用する排気ダクト、グリス除去装置等の管理に関する取扱いが示されたことに伴い、本条例においても同様の取扱いとするため、所要の改正を行うものです。

2　改正内容

液体燃料等を使用する調理に用いる器具は、その周囲で使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならないこととします。　＜第２６条から第２９条まで関係＞

3　その他

施行日は、令和９年４月１日とします。